

十日町市低入札価格調査制度事務処理要領

平成17年4月1日

十日町市訓令第48号

(趣旨)

第1条 この訓令は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項の規定に基づく低入札価格調査制度（予定価格の制限価格未満で最低の価格をもって入札した者（以下「最低価格入札者」という。）の当該入札価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者（以下「次順位者」という。）を落札者とする）ができる場合において行う調査制度をいう。）の事務処理に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 低入札価格調査制度の対象とする建設工事（以下「対象工事」という。）は、当該対象工事の設計価格（消費税を含む。以下同じ。）が1億円以上の建設工事とする。ただし、総合評価落札方式による入札に付す建設工事においては、設計価格が1億円未満のものであっても低入札価格調査制度の対象とする。

(低入札価格調査基準価格)

第3条 低入札価格調査制度を適用する判断となる低入札価格調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）は、次の計算式により算出された額を基に定める。ただし、算出された額が予定価格の75%に満たない場合は、調査基準価格は予定価格の75%とし、予定価格の92%を超える場合は、調査基準価格は予定価格の92%とする。

調査基準価格＝直接工事費×0.97＋共通仮設費×0.90＋現場管理費×0.90＋一般管理費×0.68

(予定価格調書への調査基準価格の記載)

第4条 財政課長は、予定価格調書に調査基準価格及び入札書比較調査基準価格を記載する。

(入札参加者への周知)

第5条 財政課長は、入札に当たり、入札参加者に対し、次の事項について周知する。

- (1) 調査基準価格が設定されていること。
- (2) 調査基準価格を下回った入札が行われた場合の次の事項
 - ア 入札終了の方法及び結果の通知方法
 - イ 該当者は、最低価格入札者であっても必ずしも落札者とならない場合があること。
 - ウ 該当者は、直ちに当該入札価格に係わる内訳書又は見積書を提示しなければならないこと。

エ 該当者は、発注者の行う調査に応じなければならないこと。

(3) 調査に関する書類と判断結果は、原則として公開され、又は公表されること。

(入札の執行)

第6条 財政課長は、入札の結果、調査基準を下回る入札が行われた場合には、入札全員に対して「保留」と宣言をし、この訓令により調査を実施するため、落札者は、後日決定する旨を告げて、入札を終了する。

(調査の実施)

第7条 財政課長は、前条の理由により落札者の決定が保留されたときは、調査基準価格を下回って入札したすべての者について、次に掲げる失格判断基準に該当するか否かを調査するものとする。この場合において、当該失格判断基準のいずれかに該当するときは失格と判定し、失格と判定された者に対し、その旨を速やかに通知するものとする。

(1) 入札価格内訳書の直接工事費が、市の設計書に記載された直接工事費の92%の額に満たない場合

(2) 入札価格内訳書の共通仮設費が、市の設計書に記載された共通仮設費の85%の額に満たない場合

(3) 入札価格内訳書の現場管理費が、市の設計書に記載された現場管理費の85%の額に満たない場合

(4) 入札価格内訳書の一般管理費が、市の設計書に記載された一般管理費の63%の額に満たない場合

2 財政課長は、前項の調査により失格と判定されなかった者のうち最低価格入札者(以下「調査対象者」という。)から次の事項について、資料の提出及び事情聴取を行い、関係機関への照会等の調査を行うものとする。

(1) その価格により入札した理由

(2) 入札価格の内訳書及び見積書

(3) 手持工事の状況

(4) 契約対象工事箇所と入札者の事業所、倉庫等との関連

(5) 手持資材の状況及び手持機械数の状況

(6) 資材購入先及び購入先と入札者との関係

(7) 建設副産物の処理方法と処理先

(8) 技術者及び労働者の保有と具体的配置計画

(9) 過去に施工した公共工事名及び発注者

(10) 経営状況、取引金融機関、保証会社等への照会

(11) 建設業法違反の有無、下請代金の支払遅延、賃金不払等の信用状況

(12) 下請契約予定者名及び同契約予定額

(事情の聴取)

第8条 財政課長は、前条の調査に関して提出された資料に基づいて、調査対象者が

ら事情聴取を行う。

2 調査対象者は、当該入札に係る責任者（代表者、支店長、営業所長等）が聴取に応じなければならない。

3 財政課長は、事情聴取する職員をあらかじめ定めておく。

（調査結果と主管課長への報告）

第9条 財政課長は、調査結果を様式第1号にまとめる。

2 財政課長は、調査結果を様式第2号により主管課長に報告する。

（調査の結果、適合した履行がされると認められる場合の措置）

第10条 財政課長は、調査の結果、調査対象者の入札価格により契約の内容に適合した履行がされると認めるときは、直ちに調査対象者に落札した旨を通知するとともに、他の入札参加者に対してもその旨を知らせるものとする（口頭で行うことができる。）。

（調査の結果、適合した履行がされないおそれがあると認められる場合の措置）

第11条 財政課長は、調査の結果、調査対象者の入札価格によっては、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるときは、直ちに調査対象者に対して、様式第3号により理由をそえて、落札しない旨を通知するとともに、次順位者を落札者とする旨を知らせるものとする。

2 他の入札参加者に対してその旨を知らせるものとする（口頭で行うことができる。）。

3 次順位者が調査基準価格を下回る入札の場合は、第7条からこの条までに定める手続を再度行うものとする。

（調査審査委員会の設置）

第12条 主管課長は、工事検査員、関係課長等で構成する調査審査委員会を置く。

（調査審査委員会への意見照会と回答）

第13条 財政課長は、調査結果及び自己の意見を様式第4号により、調査審査委員会に提出して意見を求め、その意見を受けて判断することができる。

2 調査審査委員会は、財政課長から意見を求められたときは、審査を行い、様式第5号により意見を回答するものとする。

（調査及び判断経過の公開又は公表）

第14条 この訓令に基づいて調査対象者から提出された書類は、すべて公開され、又は公表される。

2 市の行った調査書類は、原則として公開し、又は公表する。

3 財政課長は、次に掲げる事項について公開し、又は公表しないことができる。

(1) 調査対象者に著しい不利益を与える内容

(2) 契約の履行及び他の競争入札の執行に支障を期すおそれがあるもの

（契約後の確認）

第15条 財政課長はこの訓令に基づいて行った調査内容を契約後、すべて確認をする。

2 財政課長は、前項の確認結果が第7条及び第8条の調査結果と異なり、それが明らかに故意によるものである場合は、調査対象者に対して書面による注意を行い、改善を求めるとともに、改善結果について書面により回答を求める。

(該当する調査対象者への措置)

第16条 財政課長は、第11条の規定に基づき、契約の内容に適合した履行がされないと認められた調査対象者及び前条第2項の規定に該当する改善を求めたが、それに従わない調査対象者に対しては、以降の入札参加について考慮する。

(その他)

第17条 財政課長は、この訓令に関して疑義が生じた場合は、主管課長に協議し、対応する。

附 則

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年十日町市訓令第5号)

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年十日町市訓令第14号)

この訓令は、平成22年4月22日から施行する。

附 則 (平成22年十日町市訓令第23号)

(施行期日)

1 この訓令は、平成22年10月1日から施行する。

(適用区分)

2 この訓令による改正後の十日町市低入札価格調査制度事務処理要領の規定は、この訓令の施行の日以後の建設工事の入札について適用し、同日前の建設工事の入札については、なお従前による。

附 則 (平成23年十日町市訓令第13号)

(施行期日)

1 この訓令は、平成23年6月1日から施行する。

(適用区分)

2 この訓令による改正後の十日町市低入札価格調査制度事務処理要領の規定は、この訓令の施行の日以後に公告する建設工事の入札について適用し、同日前に公告した建設工事の入札については、なお従前の例による。

附 則 (平成24年十日町市訓令第18号)

(施行期日)

1 この訓令は、平成24年9月1日から施行する。

(適用区分)

2 この訓令による改正後の十日町市低入札価格調査制度事務処理要領の規定は、この訓令の施行の日以後に公告する建設工事の入札について適用し、同日前に公告し

た建設工事の入札については、なお従前の例による。

附 則（平成25年十日町市訓令第16号）

（施行期日）

1 この訓令は、平成25年10月1日から施行する。

（適用区分）

2 この訓令による改正後の十日町市低入札価格調査制度事務処理要領の規定は、この訓令の施行の日以後に公告する建設工事の入札について適用し、同日前に公告した建設工事の入札については、なお従前の例による。

附 則（平成28年十日町市訓令第19号）

（施行期日）

1 この訓令は、平成28年9月1日から施行する。

（適用区分）

2 この訓令による改正後の十日町市低入札価格調査制度事務処理要領の規定は、この訓令の施行の日以後に公告する建設工事の入札について適用し、同日前に公告した建設工事の入札については、なお従前の例による。

附 則（平成29年十日町市訓令第11号）

（施行期日）

1 この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この訓令による改正後の十日町市低入札価格調査制度事務処理要領の規定は、この訓令の施行の日以後に公告する建設工事の入札について適用し、同日前に公告した建設工事の入札については、なお従前の例による。

附 則（平成30年十日町市訓令第13号）

（施行期日）

1 この訓令は、平成30年6月25日から施行する。

（適用区分）

2 この訓令による改正後の十日町市低入札価格調査制度事務処理要領の規定は、この訓令の施行の日以後に公告する建設工事の入札について適用し、この訓令の施行の日前にこの訓令による改正前の十日町市低入札価格調査制度事務処理要領の規定により公告した建設工事の入札については、なお従前の例による。

附 則（平成31年十日町市訓令第6号）

（施行期日）

1 この訓令は、平成31年4月25日から施行する。

（適用区分）

2 この訓令による改正後の十日町市低入札価格調査制度事務処理要領の規定は、この訓令の施行の日以後に公告する建設工事の入札について適用し、同日前に公告した建設工事の入札については、なお従前の例による。

附 則（令和4年十日町市訓令第5号）

（施行期日）

- 1 この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この訓令による改正後の十日町市低入札価格調査制度事務処理要領の規定は、この訓令の施行の日以後に公告する建設工事の入札について適用し、同日前に公告した建設工事の入札については、なお従前の例による。